

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



No.1 アフラック
がん保険
契約件数
各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

契約年齢*

0歳～満85歳
(終身払の場合)

*契約内容により異なります。

この保険は、「がんの保障」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。
商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。

！はお客さまにとくにご確認ください項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。

- 保険募集にあたっては、法令上の定めにより、10ページの＜当該募集代理店において事業性資金の融資を利用されている関係先のお客さまへ＞に記載の制限がありますので、必ず10ページの当該内容をご確認ください。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

＜ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。＞

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・
ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

- ◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。
- ◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- ◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
＜募集代理店＞

- ◎この「パンフレット」にある保険料および商品内容などは、契約日が2025年4月21日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や商品内容を変更する場合があります)。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

＜引受保険会社＞保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



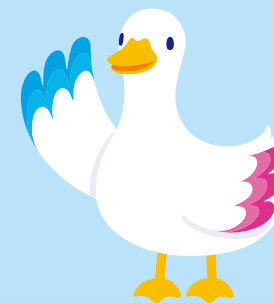
No.B25A103 25.04(新)

B25A103

AF金ツ課-2024-0119 12月3日

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

アフラックの「あなたにより がんの治療前から治療後まで そうがん保険 ミライト」なら 総合的にサポートできます！



がん検診

診断の確定

治療法の選択

治療

経過観察/日常生活への復帰

特長

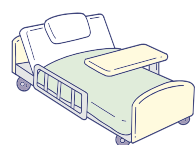
1

がんと診断されたときに、
「**診断給付金**」を受け取れます。

治療を開始すると、治療費に加えてさまざまな
治療費以外の費用も発生します。
差額ベッド代、通院に伴う交通費などは
全額自己負担となります。

■治療費以外の費用(例)

差額ベッド代*1



日額(平均) 6,714円*2

交通費・宿泊費

入院や通院のための交通費、
ガソリン代・駐車場代、宿泊費用
(付き添い者の交通費や
宿泊費も含む)



総額(平均) 3.9万円*3

かつら・ウィッグ
購入費



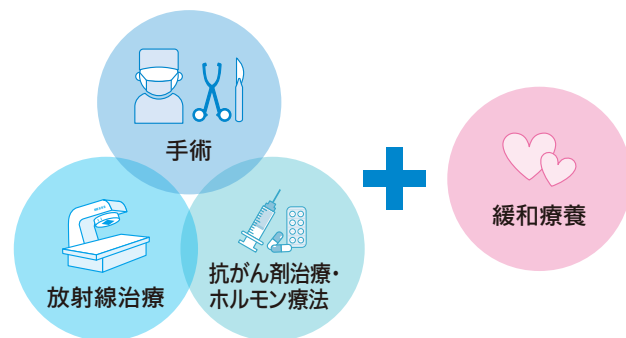
総額(平均) 11.2万円*3

特長

2

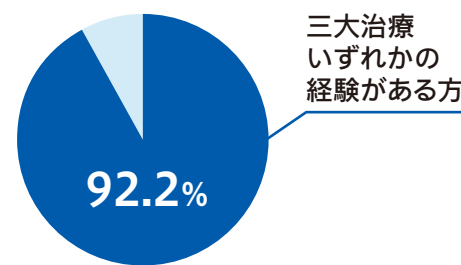
多様化するがん治療を
「**治療給付金**」で**まとめ**
て保障します。

がん治療には、**三大治療(手術、放射線治療、抗
緩和療養**など多様な治療があります。
がんの種類や進行度に応じて、これらの治療を



がん剤治療・ホルモン療法や
組み合わせて行う場合があります。

■がん治療経験者の三大治療の受療割合*3



手術

放射線治療

抗がん剤治療

ホルモン療法

緩和療養

に該当した月ごとに、治療給付

金を受け取れます。

治療給付金額は、**高額療養費制度**を考慮して、設
※高額療養費制度とは医療費の自己負担額が高額になった場合、一定
詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

定すると合理的です。
の金額を超えた分が支給される制度です。

■治療例とお受け取りのイメージ (スタンダードプラン/治療

給付金額: 10万円の場合)



がん治療開始

※治療

内容によって給付金の通算支払回数に限度があります。

特長

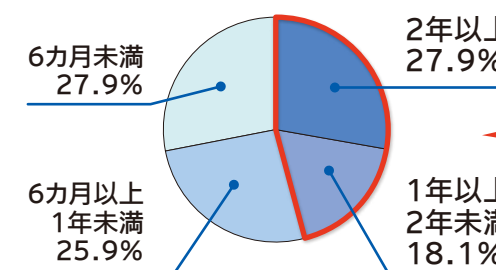
3

長期の治療も「**治療給付金**」で
しっかり保障します。

※治療内容によって給付金の通算支払回数に限度があります。

抗がん剤治療・ホルモン療法を含む治療を受けた場合の
治療期間は平均**1年11カ月***3です。

■治療期間(例)*3

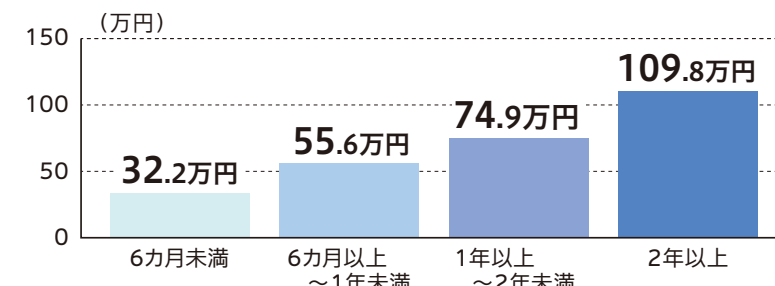


治療期間が
1年以上の割合が
46%

※端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

治療が長期にわたると、治療費の総額は高くなり、
経済的な負担は大きくなります。

■治療期間別費用総額*3*4



*1 差額ベッド代のかかる個室などを希望された場合。差額ベッド代が発生しないケースもあります。

*2 厚生労働省「第591回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況 令和5年7月1日現在」

*3 がん罹患者およびその家族へのアンケート調査(2024年7月アフラック実施)

*4 治療にかかった費用のうち、公的医療保険対象となった費用と公的医療保険対象外の費用を合算したものです。なお、公的医療保険対象となった費用は、高額療養費制度を利用した後の自己負担額です。

がん治療だけでなく、
がんの検診後の精密検査、
診断前の通院まで、
幅広くがんに対する備えを
提供します。

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート*

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みを傾聴し、
適切にサポートします。

* アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式
会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険または
サービスではありません。

お一人おひとりにあわせた、
最適な保障にカスタマイズできます。

がん到手厚く備えたい方



スタンダードプラン

ご加入されている
医療保険に上乘せして、
がんの保障を強化したい方



ライトプラン

保障を自由に
組み合わせたい方



セレクトプラン



プラス ご希望にあわせて、特約を選択いただけます。

詳しくは5～10ページをご確認ください



3つのポイント

ポイント 1

がんに関する不安や悩みの総合窓口として
お一人おひとり異なる
不安や悩みの解消をサポートします。

ポイント 2

治療に伴う医師や家族、
職場との関わりなど幅広いお悩みに伴走します。

ポイント 3

ご相談は無料で何度でも利用可能です。

治療のこと

こころのこと

お金(就労)
のこと

生活のこと

がんに向き合ってきたアフラックだからこそ、
これらの不安や悩みの解決をサポートします。

詳しくは11～12ページをご確認ください

商品内容

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート

がんに手厚く備えたい方

ご加入されている医療保険に上乗せして、
がんの保障を強化したい方

保障を自由に
組み合わせた方

スタンダードプラン

「治療給付金に関する入院不担保特則」付

ライトプラン

「治療給付金に関する入院・手術・
放射線治療不担保特則」付

セレクトプラン

下記の範囲で設定できます

保険期間

治療給付金

がん・上皮内新生物
の治療を目的として、
右記いずれかに
該当したとき

手術

放射線治療
(電磁波温熱療法を含む)

抗がん剤治療

ホルモン療法

緩和療養

10万円

該当した月ごと

〔 ホルモン療法のみの場合 〕
5万円

手術 放射線治療 の
保障はありません

10万円

該当した月ごと

〔 ホルモン療法のみの場合 〕
5万円

いずれかの特則をお選びください。

「治療給付金に関する
入院不担保特則」付

該当した月ごと

5万円～30万円

〔 ホルモン療法のみを受けた月
については、治療給付金額の
50%をお支払いします 〕

「治療給付金に関する入院・
手術・放射線治療不担保特則」付

手術 放射線治療 の
保障はありません

該当した月ごと

5万円～30万円

〔 ホルモン療法のみを受けた月
については、治療給付金額の
50%をお支払いします 〕

診断給付金

がん・上皮内新生物と
診断確定されたとき

がんの場合 50万円

一時金として

上皮内新生物の場合 50万円
(上皮内新生物給付割合100%)

がんの場合 50万円

一時金として

上皮内新生物の場合 50万円
(上皮内新生物給付割合100%)

がんの場合

一時金として 10万円～ 治療給付金額の20倍

上皮内新生物の場合

診断給付金額×上皮内新生物給付割合

- 診断給付金の保障を外すこともできます。*1
- 診断給付金額は治療給付金額が30万円の場合は600万円まで設定することができます。
- 上皮内新生物給付割合は、10%・100%のいずれかを選択することができます。

がん入院特約

入院給付金

がん・上皮内新生物の
治療を目的とする入院を
したとき

1日につき

5,000円

—

がん通院特約

通院給付金

がん・上皮内新生物の
治療を目的とする所定の
通院をしたとき

1日につき

5,000円

—

プラス がん入院特約を付加できます

1日につき

3,000円～6万円 (満65歳以上は
3,000円～45,000円)

プラス がん通院特約を付加できます

1日につき

3,000円～6万円 (満65歳以上は
3,000円～45,000円)

終身
一生保障

ご希望にあわせて、特約を選択いただけます。

再発や長期治療に備えたい

診断給付金複数回支払特約

先進医療・患者申出療養に
備えたい

がん先進医療・患者申出療養特約

診断後の保険料負担に
備えたい

がん診断保険料払込免除特約

所定のがんの検診後の
精密検査に備えたい

がん要精検後精密検査保障特約

所定の保険適用外の診療や
がんゲノムプロファイリング検査に
備えたい

がん特定治療保障特約

がん治療の副作用や手術による
外見の変化に備えたい

外見ケア特約

女性のみ
女性特有のがんに備えたい

女性がん特約

詳しくは7～10ページを
ご確認ください

サービス



アフラックの
よりそう
がん相談
サポート

よりそうがん相談サポーターが
さまざまながんの悩みの解決をサポートします。

どのプランでもご利用いただけます

詳しくは11～12ページをご確認ください

※Hatch Healthcare株式会社が提供するサービス*2であり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。

*1 「診断給付金不担保特則」を付加した場合、診断給付金のお支払いはありません。
*2 将来予告なく変更または中止される場合があります。

商品の特長

商品内容

選べる特約

アフラックのよりそう
がん相談サポート

支払事由

特約などの補足

Q & A

男性
女性
保険料



●保障が始まるまで3カ月の待ち期間があります。
●特約・特則のみのお申し込みおよび中途付加はできません。主契約と同時に申し込みください。

※支払事由・支払限度などについては、13～16ページ「支払事由」、19～22ページ「Q&A」、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん特定治療保障特約

▶ 所定の保険適用外の診療やがんゲノムプロファイリング検査に備えたい

がん特定治療保障特約 *1				保険期間
がん特定治療保障特約 *1	特定保険外診療給付金	がん診療連携拠点病院等*2において、特定保険外診療*3によって、所定の手術・放射線治療(電磁波温熱療法を含む)・抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき	該当した月ごと 30 万円	10年満期 自動更新
	がんゲノムプロファイリング検査給付金	がんの治療を目的とするがんゲノムプロファイリング検査*4*5を受けたとき	該当した月ごと 10 万円	

「特定保険外診療」「がんゲノム医療」について、詳しくは18ページをご確認ください

女性がん特約

▶ 女性特有のがんに備えたい

女性がん特約 *1				保険期間
女性のみ 女性がん特約 *1	女性特定ケア給付金	がんの治療を目的とする乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき	1回につき 20 万円	10年満期 自動更新
	乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	1乳房につき1回ずつ 20 万円	

外見ケア特約

▶ がん治療の副作用や手術による外見の変化に備えたい

外見ケア特約 *1				保険期間
外見ケア特約 *1	外見ケア給付金	がんの治療により頭髮に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき	1回限り 10 万円	10年満期 自動更新
		がんの治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔・頭部の手術 ②手足の切断術	①②各1回ずつ 20 万円	



＜当該募集代理店において事業性資金の融資を利用されている関係先のお客さまへ＞

法令上の定めにより、当該募集代理店において、つぎの①②に該当するお客さま^(注1)は、当保険にお申し込みいただけません。③に該当する場合^(注1)は、ご契約いただける給付金額に制限があり、本商品では、「＜外見ケア特約＞＜女性がん特約＞」のどちらかまたは両方を付加した場合の治療給付金額^(注2)は20万円まで、診断給付金額は100万円まで、入院給付金日額は10,000円まで、複数回診断給付金額は100万円まで」などの制限があります。^(注3)

※給付金額について詳しくは、5～6ページ「商品内容」、7～10ページの「選べる特約」をご確認ください。

①事業性資金の融資をご利用の企業(含代表者)・個人事業主のお客さま

②事業性資金の融資をご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めのお客さま

③事業性資金の融資をご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

(注1)ご利用状況を別途確認させていただきます。

(注2)「治療給付金に関する入院・手術・放射線治療不担保特則」を付加した場合を除きます。

(注3)当該募集代理店ですでに他のがん保険・医療保険などをご契約されているお客さまにつきましては、上記制限の範囲でも当該募集代理店からはご契約いただけない場合があります。その他の特約のお取り扱いなど、詳しくは、生命保険の販売資格を持った当該募集代理店の職員にお問い合わせください。

*1 上皮内新生物は保障の対象外です。

*2 厚生労働大臣によって指定されたつぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

- がん診療連携拠点病院
- 特定領域がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療病院
- 小児がん中央機関
- 小児がん拠点病院

*3 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。

- 先進医療
- 患者申出療養
- 厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン療法

*4 公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

*5 厚生労働省によって指定されたつぎの施設で受けられます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

- がんゲノム医療中核拠点病院
- がんゲノム医療拠点病院
- がんゲノム医療連携病院



よりそうがん相談サポーターにご相談ください。

電話・Webからご利用いただけます。



アフラックの
よりそう
がん相談
サポート

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みによりそって、
解決を支援します！

ご相談者
満足度
96.4%^{*1}

よりそうがん相談サポーターは、
がん患者さまのご相談サポートの経験がある
看護師・社会福祉士などのメンバーで構成された
専任のサポートチームです。

■がんに関するさまざまなことをご相談いただけます(がんの疑いがある段階からご利用



治療の不安・悩み



こころの不安・悩み



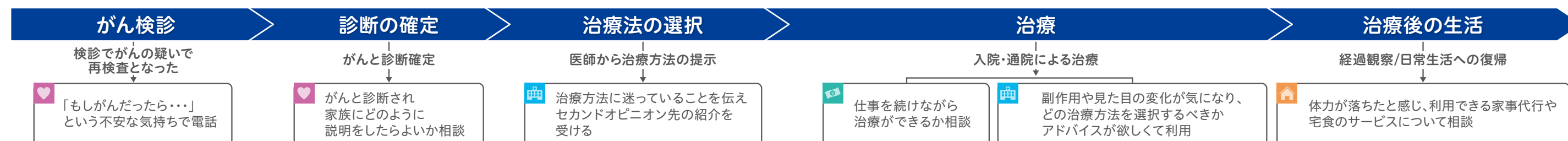
お金(就労)の不安・悩み



生活の不安・悩み

ご相談内容にあわせて、がんの治療・療養生活のお悩みの解決をサポートする各種サービスのご案内も可能です。

■治療前から治療中、治療後における「大腸がん罹患患者」の相談例



■ご利用者さまのお声^{*2}



子宮全摘以外の治療方法はないのか知りたく相談しました。

30代 女性(がんの疑い)



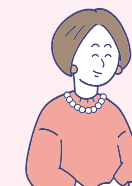
家族のがん治療について疑問点を教えてもらい安心できました。

40代 男性
(大腸がんの患者さまご家族)



主治医への質問方法をアドバイスいただき本当に助かりました。

60代 男性(前立腺がん)



家族にも言いにくい本音を聞いてもらえて、救われました。

40代 女性(乳がん)

^{*1} N=366 「アフラックのよりそうがん相談サポート」ご利用満足度アンケート(2024年

1～7月Hatch Healthcare株式会社実施) ^{*2} 「アフラックのよりそうがん相談サポート」利用者へのアンケート調査(2023年7月アフラック実施)

アフラックのよりそうがん相談サポートの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ

●アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。
アフラックのよりそうがん相談サポートおよびよりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスの内容は、2025年4月21日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。
●アフラックのよりそうがん相談サポートで案内する各種サービスは、Hatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供いたします。

●アフラックのよりそうがん相談サポートはアフラック(責任開始日を迎えて、かつ有効な契約)の被保険者さまが被保険者です。
●被保険者さまとその代理として被保険者さまがご利用いただけます。被保険者さまのがんお

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

ラックのすべてのがん保険(責任開始日を迎えて陰者さま自身のがんに関して利用できるサービス
同意を得たご家族(原則、配偶者および2親等内)およびがんの疑いについてのご相談が対象です。

●よりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスには、無料で利用できるサービスもありますが、アフラックのよりそうがん相談サポートの利用の対象となるがん保険に複数ご加入いただいても、無料での提供回数は変わりません。
●上記サービスの他にご利用いただけるサービスがあります。詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/> をご確認ください。

主契約 がん保険2025〔解約払戻金有型・無型〕*1			
給付金		支払事由	支払限度
治療給付金	「治療給付金に 不担保特則」を 付加した場合	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として つぎの①から④のいずれかを受けたとき ①所定の手術を受けたとき ②所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき ③所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき ④所定の緩和療養を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回 〈通算支払限度〉 ①②の場合:無制限 ③④のみ該当する場合: すべての保険期間を通じて 120回*2
	「治療給付金に 関する入院・ 手術・放射線 治療不担保 特則」を付加 した場合	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的として つぎの①または②のいずれかを受けたとき ①所定の抗がん剤治療・ホルモン療法を受けたとき ②所定の緩和療養を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回 〈通算支払限度〉 すべての保険期間を通じて 120回*3
*4 診断給付金		「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき	がん・上皮内新生物それぞれ 保険期間を通じて1回

*1 本商品は解約払戻金無型のみのお取り扱いとなります。

*2 抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養を受けた月に、手術または放射線治療を受けたときは、支払限度の通算回数には含めません。また、ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

*3 ホルモン療法のみを受けた月は通算の支払回数のうち0.5回分として計算します。

*4 「診断給付金不担保特則」を付加した場合、診断給付金のお支払いはありません。

がん入院特約		
給付金	支払事由	支払限度
入院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする入院をしたとき	無制限

がん通院特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
通院給付金	「がん」「上皮内新生物」の治療を目的とする つぎの①②いずれかの通院をしたとき(往診、訪問診療、電話・オンライン診療を含む) ①つぎの(a)から(e)のいずれかを受けるための通院 (a)手術のための通院 (b)放射線治療(電磁波温熱療法を含む)のための通院 (c)抗がん剤治療のための通院 (d)ホルモン療法のための通院 (e)緩和療養のための通院 ②通院期間*5中の通院	①無制限 ②通院期間内で無制限 ※通算支払日数は無制限

*5 通院期間とは、「がん」「上皮内新生物」それぞれについて、(ア)の起算日の前日から遡って60日以内の期間および(ア)から(ウ)のいずれかの起算日からその日を含めて5年以内の期間をいいます。

「がん」の場合	「上皮内新生物」の場合
(ア)初めて「がん」と診断確定された日 (イ)「がん」の治療を目的として手術、放射線治療(電磁波温熱療法を含む)、抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養のいずれかのための通院をした日 (ウ)「がん」の治療を目的とする入院の退院日の翌日	(ア)初めて「上皮内新生物」と診断確定された日 (イ)「上皮内新生物」の治療を目的として手術、放射線治療(電磁波温熱療法を含む)、抗がん剤治療、ホルモン療法または緩和療養のいずれかのための通院をした日 (ウ)「上皮内新生物」の治療を目的とする入院の退院日の翌日

- 
- 給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「契約の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。
 - アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。

診断給付金複数回支払特約〔2025〕		
給付金	支払事由	支払限度
複数回 診断給付金	「がん」の場合 初回 初めて「がん」と診断確定された月の初日から所定の期間*6を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき ①「がん」と診断確定されていること*7 ②「がん」の治療を目的として、つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき (a)入院をしたとき (b)所定の手術を受けたとき (c)所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき (d)所定の抗がん剤治療を受けたとき (e)所定の緩和療養を受けたとき 2回目以降 前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から所定の期間*6を経過した日の翌日以後に、上記の①および②に該当したとき	・がん・上皮内新生物それぞれ所定の期間*6に1回 ・通算支払回数は無制限
	「上皮内新生物」の場合 初回 初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から所定の期間*6を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき ①「上皮内新生物」と診断確定されていること*7 ②「上皮内新生物」の治療を目的として、つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき (a)入院をしたとき (b)所定の手術を受けたとき (c)所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき (d)所定の抗がん剤治療を受けたとき (e)所定の緩和療養を受けたとき 2回目以降 前回の複数回診断給付金の支払事由に該当した月の初日から所定の期間*6を経過した日の翌日以後に、上記の①および②に該当したとき	

「上皮内新生物」の場合

初回

初めて「上皮内新生物」と診断確定された月の初日から所定の期間*6を経過した日の翌日以後に、つぎの①および②に該当したとき
①「上皮内新生物」と診断確定されていること*7
②「上皮内新生物」の治療を目的として、つぎの(a)から(e)のいずれかに該当したとき
(a)入院をしたとき
(b)所定の手術を受けたとき
(c)所定の放射線治療(電磁波温熱療法を含む)を受けたとき
(d)所定の抗がん剤治療を受けたとき
(e)所定の緩和療養を受けたとき

2回目以降

*6 「1年型」の場合は1年、「2年型」の場合は2年とします。

*7 支払事由に該当する日において、「がん」の存在が確認されていることを要します。「上皮内新生物」の場合も同様です。

がん先進医療・患者申出療養特約(「患者申出療養の支払限度等に関する特則」付)		
給付金など	支払事由	支払限度
がん先進医療・ 患者申出療養 給付金	「がん」の診断や治療の際に所定の先進医療または患者申出療養を受けたとき	更新後の保険期間を含め、 通算2,000万円まで ※患者申出療養の場合、 1回の療養につき30万円まで
がん先進医療 一時金	がん先進医療・患者申出療養給付金が支払われる先進医療を受けたとき	1保険年度に1回

支払事由



給付金などのお支払いについて、詳しくは、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「契約の限度」については、「契約概要・注意喚起情報」をご確認ください。

がん診断保険料払込免除特約	
保障内容	免除事由
保険料払込免除	「がん」と診断確定されたとき
「上皮内新生物保障特則」を付加した場合	「がん」「上皮内新生物」と診断確定されたとき

がん要精検後精密検査保障特約		
給付金	支払事由	支払限度
要精検後精密検査給付金	つぎの①および②に該当したとき ①つぎの(a)から(e)のいずれかの「がん」について、所定の「がん」の検診*1を受診し、医師により要精密検査(「要確定精検」を含む)の判定を受けたこと (a) 胃がん (b) 子宮頸がん(女性のみ) (c) 肺がん (d) 乳がん(女性のみ) (e) 大腸がん ②所定の「がん」の検診を受けた翌日から180日以内に、①の判定にもとづき、治療を目的として、入院または通院により公的医療保険制度において保険給付の対象となる精密検査を受けたこと ※入院または通院において、精密検査以外の診療行為を受けなかった場合でも、治療を目的とした精密検査を受けたものとします。	• (a)から(e)の検診ごとに1保険年度に1回 • 更新後の保険期間を含め、通算20回

*1 所定の「がん」の検診とは、受診日において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で指定されている検診項目(※)または当該検診項目よりも詳細な検査が可能であり、当該検診項目に準じるとアフラックが認めた項目を受診する検診をいいます(公的医療保険制度における保険給付の対象とならない検診に限ります)。なお、受診方法(市区町村で実施するがん検診、職域で実施する検診・健康診断、人間ドックなど)や自己負担の有無は問いません。
※検診項目については、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

がん特定治療保障特約		
給付金	支払事由	支払限度
特定保険外診療給付金	「がん」の治療を目的として、がん診療連携拠点病院等*2で、特定保険外診療*3によって、つぎの①から③のいずれかを受けたとき ①手術 ②放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ③抗がん剤治療・ホルモン療法	• 支払事由に該当する月につき1回 • 更新後の保険期間を含め、通算12回
がんゲノムプロファイリング検査給付金	「がん」の治療を目的として、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に検体検査実施料の算定対象として列挙されているがんゲノムプロファイリング検査*4*5を受けたとき	支払事由に該当する月につき1回

*2 厚生労働大臣によって指定されたつぎのいずれかに該当する医療機関をいいます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

がん診療連携拠点病院	特定領域がん診療連携拠点病院	地域がん診療病院	小児がん中央機関	小児がん拠点病院
------------	----------------	----------	----------	----------

*3 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表および歯科診療報酬点数表の算定対象として列挙されていない診療行為をいいます。ただし、つぎのいずれかに該当するものを除きます。

先進医療	患者申出療養	厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン療法
------	--------	---

*4 公的医療保険制度の対象となるがんゲノムプロファイリング検査を受けるには所定の要件を満たす必要があります。公的医療保険制度の対象になるか否かは、治療を受ける前に主治医にご確認ください。

*5 厚生労働省によって指定されたつぎの施設で受けられます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

がんゲノム医療中核拠点病院	がんゲノム医療拠点病院	がんゲノム医療連携病院
---------------	-------------	-------------

外見ケア特約		
給付金	支払事由	支払限度
外見ケア給付金	「がん」の治療を原因として、頭髮に脱毛の症状が生じたと医師に診断されたとき	更新後の保険期間を含め、1回
	「がん」の治療を目的とするつぎの①②いずれかの手術を受けたとき ①顔または頭部に生じた「がん」の摘出術または切除術 ②手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)	更新後の保険期間を含め、①②それぞれ1回ずつ

女性がん特約〔2018〕		
給付金	支払事由	支払限度
女性特定ケア給付金	「がん」の治療を目的とするつぎの手術を受けたとき ①乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む) ②子宮全摘出術 ③卵巣全摘出術	更新後の保険期間を含め、 ①1乳房につき1回ずつ ②1回 ③1卵巣につき1回ずつ
乳房再建給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回ずつ

ご存じですか？

公的医療保険制度適用外となる高額な治療費や全額自己負担となる費用

先進医療・患者申出療養といった「**保険外併用療養**」や「**保険外診療**」は、治療費が高額になることもあります。

■ 公的医療保険制度の適用区分(6歳以上69歳以下の場合)

	保険診療	保険外併用療養* (先進医療・ 患者申出療養の場合)	保険外診療
治療費	診察・入院などにかかる費用 3割負担	手術料、技術料など治療そのものにかかる費用 3割負担	全額自己負担

公…公的医療保険の高額療養費制度が利用できます。

* 保険診療との併用が認められている療養です。

先進医療・患者申出療養について

先進医療とは？

医療機関が起点となって先進的な医療を実施するもの(あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています)

技術料は全額自己負担となります。



先進医療・患者申出療養は、将来的に保険導入にむけて検討されている段階であるため、先進医療・患者申出療養の技術にかかる費用は**公的医療保険制度の対象外**となります。また、厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養であり、保険診療との併用が認められています。なお、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

がん先進医療・患者申出療養特約

患者申出療養とは？

患者からの申し出が起点となって未承認薬等の使用について安全性が一定程度確認されたうえで、身近な医療機関において実施するもの

技術料は全額自己負担となります。

患者申出療養の各技術の概要については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

特定保険外診療について

公的医療保険制度の対象とならない診療行為をいいます。例えば、日本国内で未承認の抗がん剤・ホルモン剤を使用する診療や抗がん剤・ホルモン剤の適応外使用にかかる診療などが該当します。ただし、つぎの①から③に該当するものを除きます。

①先進医療	②患者申出療養	③厚生労働大臣により製造販売の承認を受け、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められている抗がん剤治療・ホルモン療法
-------	---------	--

がん特定治療保障特約

がんゲノム医療について

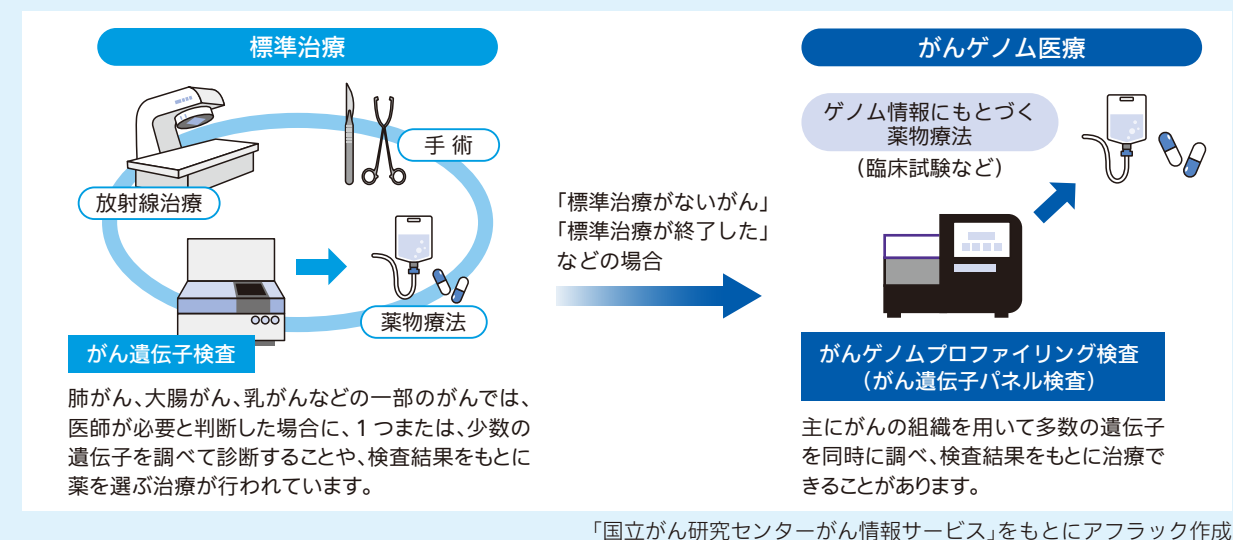
主にがんの組織を用いて多数の遺伝子を同時に調べる「がんゲノムプロファイリング検査(がん遺伝子パネル検査)」によって、お一人おひとりの遺伝子の変化や生まれ持った遺伝子の違いを解析し、体質や病状にあわせた治療などを行うことです。そのため、**お一人おひとりにあった治療が見つかる可能性があります。**

「がんゲノム医療」について、動画でもご確認ください。
スマートフォンで右のコードを読み取って簡単アクセス



■ がんゲノム医療とは？

標準治療がない、または終了したなどの条件を満たす場合に、「がんゲノム医療」として、一部が保険診療で行われています。



未承認薬・適応外薬とは？

未承認薬

外国(米国や欧州)で有効性が証明され、承認されているものの、日本の薬事承認をまだ得られていない薬など

適応外薬

日本でも薬機法上の承認を得て流通しているが疾患によっては承認がなく治療に使えない薬

■ 米国・欧州で承認され日本で未承認または適応外であるがん領域の医薬品数(2023年11月時点)

未承認薬	128種類
適応外薬	65種類
合計	193種類

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2023/11/30時点のデータ)(承認年月日順)」をもとにアフラック作成



お申し込みの前にご確認ください。
(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

Q1

「がん通院特約」の保障の対象となる通院期間はどのようになりますか？

A1

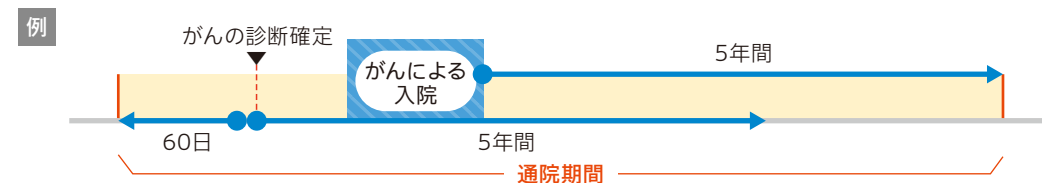
「初めてがんが診断確定された日の前日から遡って60日以内の期間」および「診断確定された日からその日を含めて5年以内の期間」が通院期間となります。

また、通院期間中に、「がん」による入院などにより新たな起算日が生じた場合には、その日から新たに5年間の通院期間を起算します。

なお、診断確定前の通院の保障については、初めて「がん」と診断確定された場合に限りません。

上皮内新生物の場合も同様になります。

※通院期間の全部または一部が、責任開始日前の保険期間中となる場合、責任開始日前の通院期間中の通院に対しては、通院給付金のお支払いはありません。

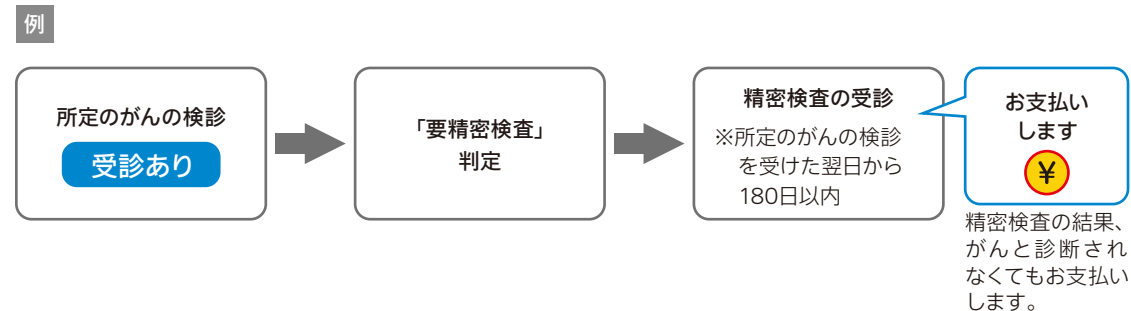


Q2

要精密検査後精密検査給付金はどのようなときに支払われますか？

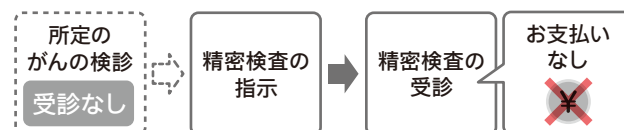
A2

所定のがんの検診(胃がん、子宮頸がん*、肺がん、乳がん*、大腸がん)を受診し、要精密検査の判定を受けた後に入院または通院により精密検査を受診した場合にお支払いします。



お支払いできない場合の例

身体の異常の自覚症状があり医療機関を受診した後に精密検査を受診しても、所定のがんの検診を受診していないため、お支払いできません。



がんが診断確定された後(がんの検診を受診していない場合も含む)は、その診断確定されたがんに対応する部位についてがんの検診を受診した場合であっても、お支払いできません。



* 被保険者が女性の場合に限りません。

Q3

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いは？

A3

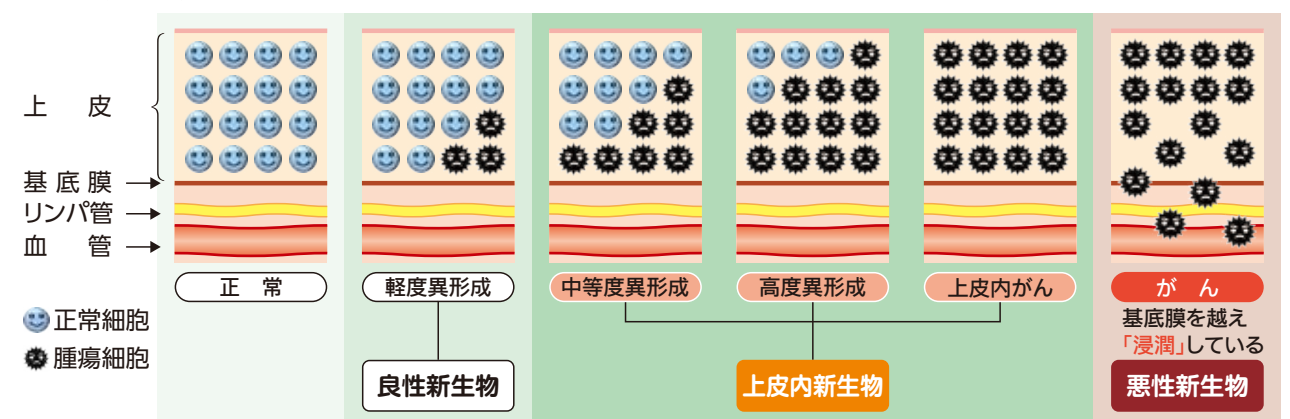
「がん」とは「悪性新生物」のことで、上皮性腫瘍においては病変が基底膜を越えて(大腸については粘膜下へ)浸潤しているものをいい、血管やリンパ管を通して転移する可能性のあるものをいいます。一方、「上皮内新生物」とは、病変が上皮内(大腸については粘膜内)にとどまっているものをいい、血管やリンパ管に接していないため、転移しないことが「がん(悪性新生物)」との大きな違いです。

「がん(悪性新生物)」と「上皮内新生物」の違いについて、動画でもご確認ください。

スマートフォンで右のコードを読み取って簡単アクセス



■子宮頸部の場合



アフラックにおける「がん」「上皮内新生物」の定義は、WHO(世界保健機関)が定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定にもとづきます。WHOが定める「悪性新生物」「上皮内新生物」の規定は定期的に改訂されており、近年は「上皮内新生物」に含まれる異常の範囲が広がる傾向にあります。

名称に「がん」という文字がない疾患であっても、支払対象となることもあります。詳細はアフラックホームページをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/seikyu/>



お申し込みの前にご確認ください。
(詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。)

Q4

アフラックのよりそうがん相談サポートの利用方法や連絡先はどこで確認できますか？

A4

アフラックオフィシャルホームページ

<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください(サービス内容は随時見直されます)。アフラックのよりそうがん相談サポートおよびよりそうがん相談サポーターが案内する各種サービスの内容は、2025年4月21日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。

Q5

税法上の取り扱いについて教えてください。

A5

保険料・給付金などの税金については、以下をご確認ください。

■保険料について

納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

■各給付金について

受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。本商品の受取人は被保険者のため、給付金は非課税となります。

※法人契約の場合は異なります。

※2025年1月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

Q6

保険料の前納とは何ですか？

A6

「前納」とは、契約時にまとめて保険料をお払い込みいただくお取り扱いです。

前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、保険料負担が小さくなります。前納保険料は、払い込んだ時点で全額を保険料として充当するのではなく、毎年の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過保険料として各々の充当すべき期日までアフラックがお預かりします。

「解約払戻金無型」の場合

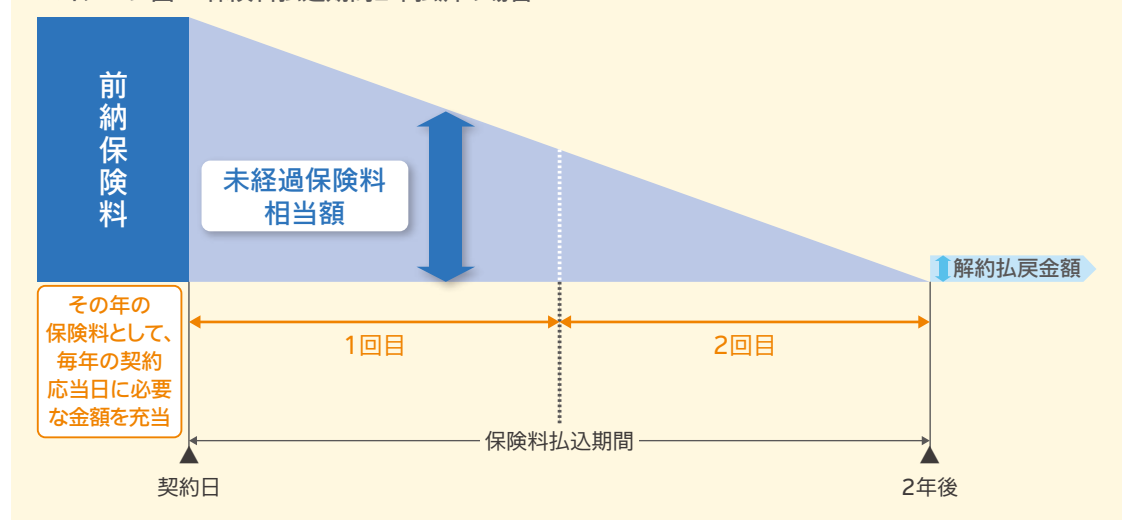
※本商品は「解約払戻金無型」のみのお取り扱いとなります。

保険料払込期間中に解約された場合、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した場合は、治療給付金額と同額の解約払戻金をお支払いします。

※特約には、解約払戻金はありません。

※更新のある特約を付加する場合、主契約の保険料払込期間満了後も保険料のお払い込みが必要となります。

<イメージ図> 保険料払込期間2年払済の場合



<契約者に万一のことがあった場合について>

契約者と被保険者が同一の場合：保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、未経過保険料などがある場合はお返しします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した後に死亡した場合は、治療給付金額と同額の死亡返還金をお支払いします。このとき、死亡返還金や未経過保険料などは、相続財産として相続税の評価額の対象となります(死亡返還金や未経過保険料などはみなし相続財産に該当しないため、非課税の適用はありません)。

契約者と被保険者が別人の場合：契約者としての権利を相続(被保険者に名義変更)することで、被保険者の保障は一生継続します。保険料払込期間中に契約者が死亡した場合は未経過保険料相当額など、保険料払込期間満了後に契約者が死亡した場合は解約払戻金相当額が相続財産としての評価額の対象となります。

※2025年1月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

保険料

男性

月払保険料（個別取扱）

解約払戻金無型

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

スタンダードプラン
「治療給付金に関する
入院不担保特則」付

治療給付金額：10万円
診断給付金額：50万円
（上皮内新生物給付割合100%）
入院給付金日額：5,000円
通院給付金日額：5,000円

ライトプラン
「治療給付金に関する入院・手術・
放射線治療不担保特則」付

治療給付金額：10万円
診断給付金額：50万円
（上皮内新生物給付割合100%）

セレクトプラン
「治療給付金に関する
入院不担保特則」付

治療給付金額：6万円
診断給付金額：50万円
（上皮内新生物給付割合100%）

がん入院特約
入院給付金日額：5,000円
がん通院特約
通院給付金日額：5,000円

保険料払込期間：終身払

<がん先進医療・患者申出療養特約> <がん要精検後精密検査保障特約> <がん特定治療保障特約> <外見ケア特約> は10年

- 契約日が2025年4月21日以降の保険契約に適用される保険料率（口座振替料率）となります（ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります）。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- 特約をご希望の場合は、各プランの保険料に特約の保険料を追加してください。
- <がん先進医療・患者申出療養特約> <がん要精検後精密検査保障特約> <がん特定治療保障特約> <外見ケア特約> は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- <がん要精検後精密検査保障特約> は、満20歳未満の方は付加できません。
- 記載以外の契約年齢、保険料払込期間（60歳払済・65歳払済・2年払済・5年払済・10年払済）、保険料払込方法（半年払・年払・前納）などの保険料については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

がん診断保険料払込免除特約 **あり**（「上皮内新生物保障特則」付）

契約日 の 満年齢	スタンダードプラン	ライトプラン	セレクトプラン			契約日 の 満年齢
			特約を付加できます			
			 がん入院 特約	 がん通院 特約		
0 歳	1,160 円	770 円	612 円	185 円	155 円	0 歳
10	1,550	1,070	838	235	185	10
20	1,975	1,330	1,060	300	255	20
30	2,790	1,870	1,498	415	365	30
40	4,155	2,820	2,260	605	530	40
50	6,585	4,510	3,626	950	825	50
60	10,735	7,410	5,946	1,485	1,320	60
70	15,975	11,320	8,906	2,070	1,835	70
80	17,710	12,790	9,972	2,370	1,920	80
85	18,460	13,550	10,486	2,380	1,930	85



特約				
診断給付金 複数回支払特約*1 （1年型）	がん先進医療・ 患者申出療養特約*2	がん要精検後 精密検査保障特約	がん特定治療 保障特約	外見ケア 特約
特約給付金額 50万円				
290円	98円	—	18円	18円
370	98	—	18	18
520	98	119円	18	19
740	99	213	22	23
1,070	101	397	35	38
1,620	108	591	88	93
2,310	121	829	253	231
2,700	127	990	476	361
3,040	114	1,022	597	358
3,180	107	985	624	331

がん診断保険料払込免除特約 **なし**

契約日 の 満年齢	スタンダードプラン	ライトプラン	セレクトプラン			契約日 の 満年齢
			特約を付加できます			
			 がん入院 特約	 がん通院 特約		
0 歳	1,010 円	650 円	524 円	170 円	140 円	0 歳
10	1,285	840	678	210	165	10
20	1,670	1,080	880	265	225	20
30	2,325	1,520	1,248	360	305	30
40	3,345	2,210	1,816	500	445	40
50	4,965	3,310	2,724	735	650	50
60	7,615	5,170	4,218	1,090	955	60
70	11,330	7,870	6,310	1,510	1,330	70
80	13,975	9,860	7,870	1,900	1,525	80
85	15,505	11,010	8,870	1,985	1,550	85



特約				
診断給付金 複数回支払特約*1 （1年型）	がん先進医療・ 患者申出療養特約*2	がん要精検後 精密検査保障特約	がん特定治療 保障特約	外見ケア 特約
特約給付金額 50万円				
260円	94円	—	17円	17円
350	94	—	17	17
460	94	112円	17	17
640	94	198	19	20
890	94	359	29	32
1,250	94	496	59	68
1,690	94	617	163	164
1,940	94	706	326	263
2,040	94	819	476	292
2,060	94	832	527	284

*1 上皮内新生物給付割合100% *2 「患者申出療養の支払限度等に関する特則」が付加されています。

商品の特長

商品内容

選べる特約

アフラックのよりそう
がん相談サポート

支払事由

特約などの補足

Q & A

男性
女性
保険料

保険料

女性

月払保険料（個別取扱）

解約払戻金無型

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

スタンダードプラン
「治療給付金に関する
入院不担保特則」付

治療給付金額:10万円
診断給付金額:50万円
(上皮内新生物給付割合100%)
入院給付金日額:5,000円
通院給付金日額:5,000円

ライトプラン
「治療給付金に関する入院・手術・
放射線治療不担保特則」付

治療給付金額:10万円
診断給付金額:50万円
(上皮内新生物給付割合100%)

セレクトプラン
「治療給付金に関する
入院不担保特則」付

治療給付金額:6万円
診断給付金額:50万円
(上皮内新生物給付割合100%)

がん入院特約
がん通院特約
プラス
入院給付金日額:5,000円
通院給付金日額:5,000円

保険料払込期間:終身払

<がん先進医療・患者申出療養特約><がん要精検後精密検査保障特約><がん特定治療保障特約><外見ケア特約><女性がん特約>は10年

- 契約日が2025年4月21日以降の保険契約に適用される保険料率(口座振替料率)となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢によって決まります。
- 特約をご希望の場合は、各プランの保険料に特約の保険料を追加してください。
- <がん先進医療・患者申出療養特約><がん要精検後精密検査保障特約><がん特定治療保障特約><外見ケア特約><女性がん特約>は10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。

- <がん要精検後精密検査保障特約>は、満20歳未満の方は付加できません。
- <女性がん特約>の契約可能年齢は満15歳～満70歳です。
- 記載以外の契約年齢、保険料払込期間(60歳払済・65歳払済・2年払済・5年払済・10年払済)、保険料払込方法(半年払・年払・前納)などの保険料については、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

がん診断保険料払込免除特約 **あり** (「上皮内新生物保障特則」付)

契約日 の 満年齢	スタンダードプラン	ライトプラン	セレクトプラン			プラス
			特約を付加できます			
			プラス がん入院 特約	プラス がん通院 特約		
0 歳	1,380 円	970 円	776 円	165 円	175 円	0 歳
10	1,760	1,260	994	205	205	10
20	2,240	1,580	1,258	245	285	20
30	3,180	2,240	1,794	335	415	30
40	4,290	3,050	2,422	450	550	40
50	5,215	3,710	2,942	595	630	50
60	6,370	4,600	3,636	770	680	60
70	7,440	5,390	4,266	970	700	70
80	8,005	5,700	4,584	1,170	715	80
85	8,365	6,080	4,870	1,170	725	85



特約					
診断給付金 複数回支払特約*1 (1年型)	がん先進医療・ 患者申出療養 特約*2	がん要精検後 精密検査保障 特約	がん特定治療 保障特約	外見ケア 特約	女性がん 特約
特約給付金額 50万円					
360円	100円	—	20円	19円	—
490	100	—	20	19	—
680	100	381円	23	23	61円
930	109	551	58	43	85
1,100	115	791	139	88	250
1,190	115	765	192	112	257
1,220	116	768	244	143	261
1,270	114	849	266	168	251
1,360	106	938	239	186	—
1,390	103	923	232	191	—

がん診断保険料払込免除特約 **なし**

契約日 の 満年齢	スタンダードプラン	ライトプラン	セレクトプラン			プラス	契約日 の 満年齢
			特約を付加できます				
			プラス がん入院 特約	プラス がん通院 特約			
0 歳	1,135 円	800 円	632 円	145 円	150 円		0 歳
10	1,395	1,000	778	170	175		10
20	1,810	1,280	1,014	205	235		20
30	2,480	1,760	1,396	265	335		30
40	3,295	2,330	1,858	350	435		40
50	4,000	2,850	2,256	465	495		50
60	4,950	3,570	2,832	610	540		60
70	5,910	4,250	3,398	800	560		70
80	6,600	4,700	3,796	1,025	575		80
85	7,110	5,170	4,164	1,070	580		85



特約					
診断給付金 複数回支払特約*1 (1年型)	がん先進医療・ 患者申出療養 特約*2	がん要精検後 精密検査保障 特約	がん特定治療 保障特約	外見ケア 特約	女性がん 特約
特約給付金額 50万円					
320円	94円	—	17円	17円	—
420	94	—	17	17	—
550	94	346円	19	19	53円
730	94	453	39	32	60
870	94	642	103	65	206
940	94	614	149	87	215
960	94	603	194	111	223
980	94	680	219	135	229
990	94	814	208	163	—
1,020	94	826	208	172	—

*1 上皮内新生物給付割合100% *2 「患者申出療養の支払限度等に関する特則」が付加されています。

商品の特長

商品内容

選べる特約

アフラックのよりそう
がん相談サポート

支払事由

特約などの補足

Q & A

男性

女性